

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 6 月 8 日現在

機関番号：15401

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2011～2015

課題番号：23730095

研究課題名(和文) 知的財産権侵害における損害賠償法の再検討 不当利得法の視点から

研究課題名(英文) Intellectual property rights and unjustified enrichment

研究代表者

油納 健一 (Kenichi, YUNO)

広島大学・法務研究科・教授

研究者番号：20325236

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,700,000円

研究成果の概要(和文)： 知的財産権侵害の事例において“不当利得制度”を用いた場合の返還義務の対象と「権利の使用利益(使用料)」算定の問題について、ドイツにおいては、侵害者の返還義務の対象を使用可能性ととらえ、この算定基準を客観的市場価格としていたと評価できる。

このドイツ法の見解について検討したところ、我が国においても、この見解を参考にすれば、返還義務の対象と「権利の使用利益(使用料)」算定の問題に一定の道筋を得ることができる。

研究成果の概要(英文)： In an infringement of intellectual property rights, the system of unjustified enrichment is important and useful for the prevention of damage from the infringement.

The contents of return is possibility of use, it is estimated by the market price.

研究分野：民法

キーワード：不当利得 知的財産権 使用利益

1. 研究開始当初の背景

(1) 技術立国である我が国の経済・産業の活性化を図るためには、知的財産権の法的保護を強化する必要がある。中でも、知的財産権が侵害された場合の損害賠償法を機能させることが、知的財産権保護にあたり最も重要であり、喫緊の課題である。

(2) 知的財産権が侵害された場合の証明を容易にするため、これまで侵害者の過失推定や権利者の損害抑制などの技法が用いられてきた(特許法では102・103条、著作権法では114条など)。しかし、過失推定・損害抑制のような例外を設けることは、損害賠償法の複雑化を導くことになる。

そこで、従来の損害賠償法に代わり、過失・実損害の発生を要件としない不当利得による法的構成を採用しようとする見解がみられるようになった(好美教授や四宮教授が有力に主張されているほか、最も詳しい研究としては、長谷川隆「無断使用による権利侵害と不当利得法的視点(1)~(2・完)」富大経済論集35巻3号95-133頁、36巻2号139-182頁(1990年)などがある)。

(3) しかし、たとえ要件面では不当利得法の方が損害賠償法より優れているとしても、効果面ではどうか、とくに問題となる(前述した好美・四宮・長谷川教授の研究は、要件面で不当利得法の優位性を説くにとどまり、効果面に関しては未解決のままである)。

(4) 応募者のこれまでの研究成果を発展させることにより、知的財産権侵害における“不当利得法”の効果的提示できると考えるに至った。

2. 研究の目的

本研究の目的は、知的財産権が侵害された場合に損害賠償法を機能させようという社会的要請を踏まえつつ、知的財産権侵害における損害賠償法の問題点を克服するため、不当利得法(とくに侵害利得論)の応用により、損害賠償法に代わる知的財産権保護システムの構築を探る、ということにある。

3. 研究の方法

本研究は、“応募者のこれまでの研究成果”と“ドイツ法”を参考にしながら、“知的財産権侵害”に対して不当利得法を用いた場合に、具体的にいかなる不当利得法上の効果が発生するのか。すなわち、“侵害者の返還義務の対象は何か”・“侵害者の「使用利益(使

用料)をいかに算定するのか”という問題を検討し、これにより損害賠償法に代わる知的財産権保護システムの可能性を探ることにする。

4. 研究成果

(1) 侵害利得における“有体物の無断使用”に関するRG・BGH判決と不当利得法学説(差額説・割当内容説)を収集した後、これらの資料を詳細に分析・検討し、“侵害者の返還義務の対象は何か”・“侵害者の「使用利益(使用料)」をいかに算定するか”という二つの点を明らかにすることができた。すなわち、ドイツの判例・学説は、侵害者の返還義務の対象を使用可能性ととらえ、この算定基準を客観的市場価格としていたと評価できる。

また、本研究の課題が、知的財産権侵害という“権利の無断使用”についてであるにもかかわらず、“有体物の無断使用”について研究したことには理由がある。すなわち、“有体物の無断使用”の場合と“権利の無断使用”の場合とは、物と権利の違いがあるのみであり、問題の本質にほとんど差異がない。そこで、“有体物の無断使用”について蓄積された研究を応用し、“権利の無断使用”について適切な解決方法を探る点で、重要な意義があったのである。

(2) 侵害利得論における“有体物の無断使用”に関するドイツの判例・学説が、知的財産権侵害の事例にいかに応用されているのか、すなわち、知的財産権侵害の事例において“不当利得制度”を用いた場合の返還義務の対象と“権利の使用利益(使用料)”算定の問題について研究を行った。明らかになった内容は、つぎのとおりである。

ドイツにおいては、“有体物の無断使用”の場合と知的財産権侵害の場合に、不当利得規定の適用の点で特に相違はない。すなわち、知的財産権侵害の事例においても、侵害者の返還義務の対象を使用可能性ととらえ、この算定基準を客観的市場価格としていたと評価できる。

(3) 我が国において、“有体物の無断使用”に関するドイツの判例・学説を知的財産権侵害の場面に応用できる可能性につき検討を行った。

その結果、我が国においてもドイツと同様に、知的財産権侵害の場面に応用できることが明らかとなった。その理由は、我が国の不当利得法がドイツ法の影響を受けて構築されてきたからである。

(4) 知的財産権侵害によって得た侵害者の利益額が知的財産権者の損害額よりも上回っている場合に、侵害者の全利益剥奪の方法

を検討した。

もっとも、これを検討している中で、そもそも「使用利益」とはいかなる利益かを検討する必要性が明らかとなった。すなわち、もし「使用利益」の範囲が侵害者が取得した全利益も含むのであれば、従来通りの「使用利益」返還に基づいて侵害者の全利益剥奪が可能であるのに対して、「使用利益」の範囲が限定されるのであれば、異なる法的構成を検討する必要があるからである。

(5) 以上の研究成果をまとめると、つぎのようになる。

侵害利得における"有体物の無断使用"の場合に、ドイツの判例・学説は、侵害者の返還義務の対象を使用可能性と捉え、この算定基準を客観的市場価格としていたと評価できる。

つぎに、知的財産権侵害の事例において、不当利得制度を用いた場合の返還義務の対象と権利の「使用利益」算定の問題について、ドイツにおいては、知的財産権侵害の事例においても、侵害者の返還義務の対象を使用可能性と捉え、この算定基準を客観的市場価格としていたと評価できる。また、我が国においても、ドイツと同様に、知的財産権侵害の場面に応用できるものといえる。

最後に、「使用利益」とはいかなる利益かを検討する必要性が明らかとなった。

(6) 本研究の特色は、「知的財産権侵害における権利者の救済は損害賠償による」という従来の伝統的論理とは一線を画し、不当利得効果法（とくに侵害利得論）を用いようとする点にある。

本研究により、すでに理解が困難なまでに複雑化した知的財産権侵害における損害賠償法に代わって、新たな法制度を提示できれば、このことは知的財産権保護の一層の促進に極めて有益なものとなる。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計 6 件)

1. 油納健一

「不当利得法における「使用利益」の範囲(5)」広島法学 40 巻 1 号 1-20 頁(2016 年) 査読無

2. 油納健一

「ヨーロッパ諸国の民法典における果実・「使用利益」規定の概観 - 善意者保護の内容及び占有規定・不当利得規定の適用範囲を中心に - 」民事研修 694 号 2-15 頁(2015

年) 査読無

3. 油納健一

「不当利得法における「使用利益」の範囲(4)」広島法学 39 巻 2 号 1-20 頁(2015 年) 査読無

4. 油納健一

「不当利得法における「使用利益」の範囲(3)」広島法学 39 巻 1 号 1-15 頁(2015 年) 査読無

5. 油納健一

「不当利得法における「使用利益」の範囲(2)」広島法学 38 巻 2 号 1-31 頁(2014 年) 査読無

6. 油納健一

「不当利得法における「使用利益」の範囲(1)」広島法学 37 巻 2 号 63-79 頁(2013 年) 査読無

[学会発表](計 5 件)

1. 油納健一

「不当利得法における「使用利益」と消費利益・譲渡利益・営業利益の関係 - ドイツ判例を中心に - 」
広島大学民事法研究会 2016.3.11 「広島大学(広島市)」

2. 油納健一

「不当利得法における『使用利益』の範囲物の価値減耗と『使用利益』の関係を中心に - 」
京都大学民法研究会 2015.3.13 「京都大学(京都市)」

3. 油納健一

「不当利得法における『使用利益』の範囲物の価値減耗と『使用利益』の関係 - 」
神戸大学民法判例研究会 2014.9.19 「神戸大学(神戸市)」

4. 油納健一

「不当利得法における『使用利益』の範囲物の価値減耗と『使用利益』の関係」
広島大学民事法研究会 2014.9.6 「広島大学(広島市)」

5. 油納健一

「使用利益返還における民法 189 条 1 項と 703 条の適用範囲」
広島大学民事法研究会 2013.6.8 「広島大学(広島市)」

〔図書〕(計 1 件)

1. 油納健一

「第 5 章 過払金返還請求訴訟と民法 704 条 -不当利得法における判例の動向-」鳥谷部茂ほか『現代民事法改革の動向』(成文堂、2013 年)89-103 頁 査読無

〔産業財産権〕

出願状況(計 0 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況(計 0 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1)研究代表者

油納 健一 (YUNO KENICHI)
広島大学・大学院法務研究科・教授
研究者番号：20325236

(2)研究分担者

()

研究者番号：

(3)連携研究者

()

研究者番号：